

北設楽郡公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第12条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「3町村」という。）それぞれの地域内に関する事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び構成員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 分科会に、次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名
- 2 分科会長は、分科会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、分科会長の職務を代理する。
- 4 役員は、住民・利用者代表の互選により選出する。

(会議)

第5条 分科会は、協議会の要請又は分科会長が必要に応じ、随時開催することができる。

- 2 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(提出)

第6条 分科会長は、分科会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に諮るものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、3町村公共交通担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に

定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

名 称	構 成 員
設楽町分科会	設楽町公共交通担当職員 住民・利用者代表 一般旅客自動車運送事業者 その他会長が指名する者
東栄町分科会	東栄町公共交通担当職員 住民・利用者代表 一般旅客自動車運送事業者 その他会長が指名する者
豊根村分科会	豊根村公共交通担当職員 住民・利用者代表 一般旅客自動車運送事業者 その他会長が指名する者